

岐阜県山県市立高富中学校ホームページ運用管理規定

(運用規定施行日 平成18年4月1日)

- 1 目的
- 2 ホームページ運営の基本方針
- 3 ホームページ運営校内組織
- 4 ホームページの更新
- 5 F T Pを行うコンピュータについて
- 6 本校生徒の個人情報の保護に関する事項
- 7 ホームページのリンクについて
- 8 公開情報の修正, 削除
- 9 著作権に関する事項
- 10 メールに関する事項
- 11 コンピュータウィルス防止に関する事項
- 12 本運営委規定の根拠
- 13 補則
- 14 附則

1 目的

(1)本校生徒の学習活動及び教育活動を公開し, 地域の方々や広く一般に知らせることで, 保護者と地域の理解と協力を得る。

※教育活動の主な内容

・学校紹介, 各行事の紹介, 生徒の活動の紹介, PTA 活動の紹介等

(2)地域教育情報の拠点となり, 誰でも参加できる交流の場を目指す。

(3)研修に関係する内容、生徒たちの学習成果や活動を公開し, 様々な方からの意見や助言を仰ぐ。

2 ホームページ運営の基本方針

(1)「岐阜県山県市立高富中学校校内ネットワーク利用規定」に基づいて, ホームページ運営の基本方針を作成する。

(2)ホームページは, 学校紹介などの基本情報と, 生徒の教育活動や学校便りなど適宜更新するものに分けて構成する。

(3) 適宜更新する内容については, 月に1回の内容更新を行うものとする。

3 ホームページ運営校内組織

(1)運用管理者は, 学校長とし, ホームページに掲載されたすべての情報について責任を負う。また, ホームページの運営は, 教頭が指導・助言に当たる。

運用管理者は職務を補助するため, ホームページ作成委員会を置くことができる。なおその構成員は本校職員の中より任命されるものとする。

(2)ホームページ作成委員会は, 次の事項を所掌する。また, その担当については次のように規定する。

管理運用	学校長
作成責任	教頭
セキュリティー保守	教頭・情報担当
人権尊重及び個人情報の保護	教頭
知的所有権保護	教頭
学校行事, 学校生活関係発信内容の選定	教務主任
生徒指導関係発信内容の選定	生徒指導主事
学校保健関係発信内容の選定	保健主事
学年学級活動関係発信内容の選定	1～3年各1名の担当者

(3)作成作業は, 本校全職員, 保護者, 地域ボランティア, 生徒も行える。ただし, 最終公開作業は, ホームページ作成委員会が行うものとする。

(4)生徒たちを企画運営に参加させる場合には, 人権や著作権の侵害など情報モラルに反すること, 法律に触れることのないよう適切な指導と支援を行う。

(5)運用管理者は, 保護者, 地域からホームページ作成協力委員を募り, ホームページ作成協力委員会を置くことができる。なお, その構成員は, 保護者, 地域ボランティア, 本校職員のホームページ作成委員会より任命されるものとする。

4 ホームページの更新

- (1)ホームページの公開は学校教育活動の公開であり慎重かつ十分な配慮を要する。従って、ホームページの更新は、高富中学校教頭を窓口として行う。
- (2)本校生徒の学習活動及び教育活動が行われたときは、すみやかにホームページを更新し、絶えず情報を発信するものとする。
- (3)「2 ホームページ運営の基本方針」に則り、更新作業を行うものとする。

5 FTPを行うコンピュータについて

ホームページの更新は、校内ネットワークに接続されたコンピュータおよび、「高富中学校外部コンピュータの校内ネットワークへの接続要領」の条件を満たしたコンピュータによって行うことができる。

6 本校生徒の個人情報の保護に関する事項

(1)発信する個人情報の扱い

①基本的考え方

個人情報とは、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをさし、情報通信ネットワークを利用して発信する場合には、本人の同意あるいは取扱う内容によっては保護者の同意に基づいて発信するものとする。

個人情報の発信に当たっては、情報通信ネットワークの教育活用の目的を達成するために必要不可欠であると学校長が認める場合に限ることとし、個人の権利や利益の侵害の防止を図るものとする。

②範囲と扱い方

i) 氏名（氏又は名のみの場合も含む）、性別、年齢、学年、学級、学籍番号等生徒及び関係者の作品等に付す場合など、情報通信ネットワークの教育活用の目的を達成するために必要がある場合には、扱うことができるものとする。

ii) 肖像（顔写真等）

生徒及び関係者の肖像については、個人が特定できないよう配慮する。ただし、電子メール等で相手が特定される場合には、教育上の必要に応じて、個人写真を使用することができる。

iii) 意見・考え等

生徒及び関係者の意見・考え等については、教育上の効果を期待できる範囲において、これを扱うことができるものとする。

iv) 身体の状態

生徒及び関係者の身体の状態、障害の状態等については、交流又は理解推進といった情報通信ネットワークの教育活用の目的を達成するために必要がある場合には、扱うことができるものとする。

v) 趣味、特技等

生徒及び関係者の趣味、特技等については、教育上の効果を期待できる範囲において、これを扱うことができるものとする。

vi) 住所、電話番号、生年月日、家庭の状況等

住所、電話番号、生年月日、趣味・特技、その他の個人情報は発信しないものとする。ただし、電子メール等で相手が特定される場合には、必要に応じて、年齢、趣味、特技等の自己紹介程度の個人情報を発信することができる。

ただし、いかなる場合でも、住所、電話番号、生年月日、家庭の状況、成績等は発信しないものとする。

(2)受信した個人情報の扱い

情報通信ネットワークを利用して入手した個人情報については、適正な利用に努めるとともに、教育以外の目的での利用、提供及び複製を行ってはならない。

(3)不要となった個人情報の廃棄

情報通信ネットワークの教育活用の目的を達成するために使用された個人情報は、その目的が達成された時点で確実に破棄するものとする。

(4)その他

①学校長は校内のすべての関係職員に対し、次の内容についての研修を積極的に実施し、情報通信ネットワークの適正な利用に努めるものとする。

i) 「個人情報保護」に関すること。

ii) 情報通信ネットワーク利用における個人情報、著作権保護等に関すること。

iii) 情報通信ネットワークの特性を考慮した有害情報の取扱い等倫理に関すること。

iv) その他利用に当たっての管理及びセキュリティに関すること。

②生徒が情報通信ネットワークを利用する場合には、教職員は生徒生徒に対し、次の内容について指導するものとする。

- i) 情報通信ネットワーク利用における個人情報、著作権保護等に関すること。
 - ii) 情報通信ネットワークの特性を考慮した有害情報の取扱い等倫理に関すること。
 - iii) その他利用に当たっての管理及びセキュリティに関すること。
- ③「岐阜県山県市立高富中学校校内ネットワーク利用規定」に基づいて運用を行う。

7 ホームページのリンクについて

(1)高富中学校のホームページへのリンクを設定される場合、当ホームページへのリンクに関して特別な制限や契約等、また連絡を必要としない(リンクフリー)。当方の都合によるページの移動や消去などに影響するリンクの不都合が生じた場合において、一切の責任を負わない。下記に該当するページからのリンクは認めない。

- ①他者を誹謗中傷したり、信用失墜を意図する内容を含んだりしたホームページ。
- ②公序良俗に反する内容を含んだホームページ。
- ③違法、または違法な可能性を有するコンテンツや、第三者に誤解を与える可能性があるホームページ。

(2)高富中学校のホームページからリンクを設定する場合、以下のように規定する。

①リンク対象

- i) 官公庁
- ii) 岐阜県山県市に關係する情報を発信しているホームページ
- iii) その他、教育に關係する情報を発信しているホームページ

②リンクの基準

- i) コンテンツ内容が公序良俗に反しない内容
- ii) 表示方法、販売方法等が法令にふれない内容
- iii) 他者を誹謗中傷する内容でない内容
- iv) 他者のプライバシーを侵害しない内容
- v) 利用者に対し、誤解・迷惑をかけない内容

③リンクの解除

- i) 上記の基準に反する内容が掲載ページに認められる場合は、リンクを中止する。
- ii) リンクされたホームページが閉鎖した場合はリンクを中止する。

④免責事項

- i) リンクされたホームページによって発生したいかなる不利益についても、管理者は一切の責任を負わない。

8 公開情報の修正・削除

(1)ホームページ上に既に公開されている情報について、関係者から修正・削除要求が出された場合、それについて運用管理者は、要求の部分を修正・削除できるものとする。

(2)掲示板、ブログ等に公開上不適切であると運用管理者が判断した場合は、該当部分を修正・削除できるものとする。

9 著作権に関する事項

(1)生徒の作品は、教育活動の情報提供に有効であり、かつ学校長が発信しても良いと判断した場合、本人の許可を得て、これを公開することができる。ただし、第三者がこれを転用することは認めない。

(2)著作権フリーのデータやフリーソフトウェアであっても、勝手に内容の変更、作者名の変更等をしてはいけない。

(3)授業等に活用する場合は、提供条件を確認し、作者の権利を不当に侵害しないように留意する。

10 メールに関する事項

(1)学校宛のメールは、本校教職員がこれを管理・運営し、適宜返答する。

(2)生徒のメールによる質問は扱わないことを原則とする。質問等は電話やファクシミリ等を使う。

11 コンピュータウィルス防止に関する事項

コンピュータウィルスは、フロッピー・ディスクやMO等によるデータ交換の際に取り込んだソフトウェアの実行や文書等の参照、電子メールのワープロソフトの文書や表計算ソフトの計算シート、ソフトウェア等の添付ファイルの参照、ソフトウェア製品のCD-ROMや雑誌付録CD-ROM等に収録されたソフトウェアのインストール、ホームページやFTPサイト等からダウンロードしたソフトウェアの実行等、他のコンピュータとの間でソフトウェアやデータをやりとりする際に感染する可能性がある。従って、次の各事項に注意すること。

- (1)出所がはっきりしないソフトウェアはインストールしない。
- (2)不審なメールは開かず，削除する。
- (3)インターネットに接続するコンピュータには，ウイルスチェック，ウイルス駆除ソフトをインストールする。
- (4)ウイルス駆除ソフトは，常に最新のものに更新するよう，情報担当者が教職員に情報を知らせる。
- (5)「岐阜県山県市立高富中学校校内ネットワーク利用規定」に基づいて運用を行う。

1.2 本運用管理規定の根拠

- (1)ホームページに関しては，以下を参照した。
 - ①「個人情報保護」の関係法令
 - ②「岐阜県山県市立高富中学校校内ネットワーク利用規定」
- (2)著作権に関しては，以下を参照した。
 - ①「著作権法」及び「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」などの関係法令
- (3)コンピュータウイルス防止に関しては，以下を参照した。
 - ①「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」

1.3 補則

情報通信ネットワークの教育活用に係る個人情報保護に関して必要な事項のうち，この規定に示されないものについては，適宜協議を行い見直すものとする。
本規定をホームページに明記して運用する。

1.4 附則

このホームページ運用規定は，平成18年4月1日より施行する。